

様式第十八の四（第11条の3第3項関係）

認定事業適応計画の内容の公表

1. 認定の日付

令和4年9月22日

2. 認定事業適応事業者の名称

木徳神糧株式会社

3. 認定事業適応計画の内容

(1) 事業適応に係る事業の目標

世界的に気候変動への問題意識が高まるなか、当社は「お米をはじめとした自然の恵みを取扱う企業」として、環境負荷の低減や食品ロスの削減に取り組み、社会へ貢献できる持続可能なビジネスを目指しています。

企業としての価値を高めていくため、製品の加工時に排出されるCO2の削減に努め、設備投資による高付加価値の製品加工を通じて、新たな付加価値の創出と環境への負荷低減を両立させていきます。

(2) その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

2022年度より事業適応を開始し、2024年度(目標年度)までに会社全体の炭素生産性を10.04%向上させることを目標とする。

(3) 財務内容の健全性の向上を示す目標

2024年度(計画終了年度)に、経常利益を計上することを目標とする。

(4) 事業適応の類型

エネルギー利用環境負荷低減事業適応

(5) 計画の対象となる事業(日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード)

飲食料品卸売業 (52)

(選定の理由)

仕入れた玄米を普通精米や無洗米に加工。

その普通精米や無洗米を量販店、業務用(外食、米飯加工業者等)、卸会社、小売店、に販売(卸売)しているため。

(6) 事業適応の具体的内容

計画初年度は桶川工場にて、加工設備の増設及び更新を実施。エネルギー使用量を大幅に削減する見込であり、加工量1 tあたりのCO2排出原単位を改善する。

計画2年度目は桶川工場にてLED照明への切り替えを実施しCO2排出量の削減を図る。

目標年度では購入電力の一部非化石化に取り組む。導入した設備を通年で稼働させることにより、CO2排出量を一層減少させ会社全体の炭素生産性を10.04%向上させる。

(7) 事業適応の開始時期及び終了時期

開始時期：2022年9月

終了時期：2024年12月